

■ 遮光のための塀等（平30.4〔改正〕平31.4）

法第34条第9号の運用基準第3項第2号キの適用について、次の各号のいずれかに該当するものは、遮光のための塀等を設けることを要しない。

- （1）建築物等により自動車のヘッドライト等の光を有効に遮断できる部分
- （2）流通業務施設等に面する部分
- （3）幅員6メートル以上の道路に接する部分
- （4）前各号に掲げる以外のもので、隣接地の土地利用上やむを得ないと認められる場合

【参考】◇愛知県開発審査会基準第9号の運用基準第5項第2号ただし書